

静岡県広聴広報課広告事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県広聴広報課が所管する各種広報媒体（以下「広報媒体」という。）を広告媒体として活用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広報媒体へ広告（以下「広告等」という。）を掲載する事業（以下「広告事業」という。）は、本事業の実施により、県の新たな財源を確保し、県民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに、広告主に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

(広告事業の範囲)

第3条 掲載する広告等は、行政広報の公共性及び品位、信頼を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、その範囲は、別に定めるものとする。

(募集方法等)

第4条 広告事業の募集方法、予定価格及び選定方法等は、必要に応じて、広報媒体ごとに別に定めるものとする。

(審査機関)

第5条 広告等の掲載の可否を審査するため、広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員は広聴広報課長、広聴広報課長代理及び審議案件を所管する担当班の班長をもって充てる。

3 審査会の委員長は広聴広報課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、広聴広報課長代理が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、広告等の掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、審議案件を所管する担当班において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。